

美浜町長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政運営の一層の透明性を図るとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深めるため、町長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 公表する交際費の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出件数
- (3) 支出金額

(支出区分)

第3条 前条第1号に規定する支出区分は、次のとおりに分類する。

- (1) 慶弔（慶祝・弔慰・見舞）
- (2) 賛助・協賛
- (3) 激励・寸志
- (4) 渉外・接遇
- (5) 会費
- (6) その他

(公表の時期)

第4条 公表は、毎月行うものとし、当該月の支出分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 公表は、別記様式により町のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。